

小樽商工会議所「うしお共済」独自給付(見舞金・祝金)制度運用規程

(目的)

第1条 本規定は、「うしお共済」の一部をなす独自給付(見舞金・祝金)制度(以下、「本制度」という)の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「うしお共済」に加入する小樽商工会議所会員事業所の事業主・役員及びその従業員(以下、「加入者」という)とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「うしお共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「うしお共済」の一部をなす定期保険(団体型)(以下、「団体定期保険」という)の責任開始日と同一日とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一期間とする。

(失効)

第6条 団体定期保険の効力を失った場合、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が独自給付(見舞金・祝金)の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を小樽商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

(附則)

第1条 本規程は、平成31年4月1日から施行する。

以 上

別表 1

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、病気入院見舞金を支払います。

但し、保険期間（毎年6月1日～5月末日）を通して1回のみを支払いを限度とします。事由発生日の属する保険期間中に請求がなかった場合は、翌保険期間以降に繰越して支払います。

給付内容/口数	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上 30日限度	1日につき 300円	1日につき 600円	1日につき 900円	1日につき 1,200円	1日につき 1,500円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の場合は病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 同一の病気を原因とする、団体定期保険の死亡・高度障害保険金を支払うとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、事故通院見舞金を支払います。

但し、保険期間（毎年6月1日～5月末日）をとおして1回のみを支払いを限度とします。事由発生日の属する保険期間中に請求がなかった場合は、翌保険期間以降に繰越して支払います。

給付内容/口数	一律
5日以上	10,000円

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の場合は事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (2) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (3) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 成人祝金

加入者が本制度の保障期間中（毎年6月1日～5月末日）に成人（満20歳）に達したとき、成人祝金を支払います。

但し、事由発生日の属する保険期間中に請求がなかった場合は、翌保険期間以降に繰越して支払います。

一律
10,000円

- (1) 加入後1年未満の場合
- (2) 事業主または加入者の虚偽による請求によるとき
- (3) 成人に達した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中（毎年6月1日～5月末日）に婚姻届を出したとき、結婚祝金を支払います。

但し、事由発生日の属する保険期間中に請求がなかった場合は、翌保険期間以降に繰越して支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

一 律
10,000円

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の場合は結婚祝金を支払いません。

- (1) 加入後1年未満の場合
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 出産祝金

加入者が本制度の保障期間中（毎年6月1日～5月末日）に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

但し、事由発生日の属する保険期間中に請求がなかった場合は、翌保険期間以降に繰越して支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

新生児一人／一律
10,000円

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次場合は出産祝金を支払いません。

- (1) 加入後1年未満の場合
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表 2

■ 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、「病気入院・事故通院見舞金給付申請書兼請求書」を小樽商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 事故通院見舞金の請求手続

加入者が事故通院見舞金の支払事由に該当した場合は、「病気入院・事故通院見舞金給付申請書兼請求書」小樽商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 事故による通院日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 成人祝金の請求手続

加入者が成人祝金の支払事由に該当した場合は、「成人・結婚・出産祝金給付申請書」を小樽商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 生年月日が証明できる運転免許証、健康保険証、住民票等の原本又はその写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、「成人・結婚・出産祝金給付申請書」小樽商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、婚姻届受理証明書等の原本又はその写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、「成人・結婚・出産祝金給付申請書」を小樽商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日・続柄が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）母子手帳等の原本又はその写し

- ・ 小樽商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。